

2020年4月6日

お客さま各位

## 各種先進医療特約にご加入いただいているお客さまへのお知らせ （「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」の先進医療からの削除）

2020年3月27日に厚生労働省から告示が出され、4月1日より白内障手術において利用実績の多かった「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」が、厚生労働省の定める先進医療から削除されました。これに伴い、当社の各種先進医療特約にご加入いただいているお客さまが2020年4月1日以降に同療養を受けられた場合、先進医療特約における給付金等のお支払い対象外となりますので、ご注意ください。

※「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」のほかに、「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」等も削除されました。改定内容の詳細につきましては、「厚生労働省告示（告示日：2020年3月27日）」をご確認ください。

### 1. 給付金・一時金のお支払いについて

当社の各種先進医療特約では、保険のご契約日にかかわらず、療養を受けた時点で厚生労働大臣が定める先進医療による療養であることをお支払いの要件としています。そのため、2020年4月1日以降に「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」による療養を受けた場合には、各種先進医療特約のお支払い対象外となります。

\*手術給付金については、お支払いの対象となる場合がございますので、以下の窓口へお問合せください。

#### 【保険金・給付金お問合せ窓口】 TEL: 0120-506-053

受付時間：月曜～土曜 9:00 - 18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

- ・お手元に保険証券または証券番号をご準備のうえ、受取人ご本人さまよりお問合せください。
- ・正式な手術名が分かる書類（診療明細書等）をご用意の上、お問合せいただくと、より円滑なご案内が可能です。

### 2. 対象となる各種先進医療特約

- ✓ 先進医療特約
- ✓ 先進医療特約（2018）
- ✓ 引受基準緩和型先進医療特約
- ✓ 引受基準緩和型先進医療特約（2018）
- ✓ 引受基準緩和型先進医療特約（2019）

### 3. 先進医療について

各種先進医療特約でお支払いの対象となる先進医療とは、厚生労働大臣が承認した先進性の高い医療技術のことで、医療技術ごとに適応症（対象となる病気・ケガ・それらの症状）、および実施する保険医療機関が特定されています。先進医療の対象となる医療技術やその適応症、実施している医療機関等については、[厚生労働省のホームページ](#)でご確認ください。

\*ホームページに記載のある医療技術であっても、その治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合もありますので、詳細については、医療機関にご確認ください。

<関連お知らせ>

1月28日

[各種「先進医療特約」のご契約者さま、およびご加入を検討されている皆さまへ](#)

以上